

平成27年度スポーツ施設整備費補助金交付要綱

(目的)

第1 この補助金は、区市町村が「2020年東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けた区市町村支援事業実施要綱（平成27年4月1日付26才大管第555号。以下「実施要綱」という。）」に基づき、「スポーツ都市東京」の実現に向け、2020年までに都民のスポーツ実施率70%を達成し、スポーツ環境の充実・拡大を図るため、都が予算の範囲内で補助することにより、区市町村が行う施設整備の取組を支援することを目的とする。

(補助対象施設)

第2 補助の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、都内において各区市町村が保有し、条例、規則等を根拠に設置されるスポーツ施設とする。

(補助対象事業)

第3 実施要綱3（2）に規定する補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象施設に対する別表に掲げる工事とする。

2 本交付要綱制定日以前に着工した工事は補助事業の対象外とする。

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費は、第3に定める補助事業に要する経費とし、次の各号に掲げる経費については、補助の対象としない。

- (1) 施設整備に伴う用地取得費、造成費、撤去費、設計委託費
- (2) 進入路、外構部、駐車場等の関連整備費
- (3) 施設の維持管理上、通常必要となる整備費
- (4) 備品整備費（躯体工事のなかで取り付ける備品を除く。）
- (5) 同一箇所に係る同一内容の再度の整備費

(補助金の交付額)

第5 補助事業の補助率は2分の1とする。ただし、国庫補助金等と併用の場合、その補助率は3分の1とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の限度額は1施設あたり1億円とし、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助事業が複数年度にわたる場合、当該年度の補助対象経費に対して、2の規定によ

り算出した額とする。ただし、補助対象施設に対する都の補助金総額は、同項に定める限度額を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

第6 区市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ指定する期日までに補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 1の補助金交付申請書に添える関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 工事設計書及び設計額内訳書
- (3) 工事工程表
- (4) 工事計画図面
- (5) 工事箇所施工前写真
- (6) 国庫補助金交付決定通知書又は交付内定通知書の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 補助事業の内容により必要がないと知事が認めるときは、1の申請書に記載すべき事項の一部又は2の規定による関係書類の一部を省略することができる。

(補助金の交付決定)

第7 知事は、区市町村長から第6の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、条件を付して補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を行い、補助金交付決定通知書（第3号様式）により当該区市町村に通知するものとする。

2 1により交付決定をする場合に付される交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる変更に該当する区市町村は、あらかじめ、補助金変更交付申請書（第4号様式）に 第6 2及び3の規定に準じた書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
 - ア 補助事業等に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
 - (2) 補助金の交付決定を受けた区市町村が、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）に関係書類を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 知事は2 (1) の申請があったときは、1の規定に準じ、決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書（第6号様式）により当該区市町村に通知する。
- 4 知事は、2 (2) の規定による申請を受け、申請事項を承認すべきものと認めたと

きは、その旨を補助事業中止（廃止）承認通知書（第7号様式）により、当該区市町村に通知するものとする。

5 1及び3の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

（申請の撤回）

第8 第7 1により通知を受けた区市町村は、当該通知に係る補助金の交付決定（第7 3に規定による交付決定の変更を含む。以下同じ。）の内容又は第7 2の交付の条件に異議があるときは、交付決定通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができる。

2 1の撤回があったときは、当該申請にかかる交付決定はなかったものとみなす。

（状況報告）

第9 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、その遂行状況に関し、補助事業進捗状況報告書（第8号様式）により、区市町村に報告させるものとする。

（事故報告等）

第10 区市町村は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由、遂行の見通し等を知事に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の遂行命令等）

第11 知事は、第9及び第10により区市町村が提出する報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 知事は、区市町村が1の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ぜることができる。

3 2の規定により知事が補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、区市町村が当該補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第16 1 (3)の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（実績報告）

第12 区市町村は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終

了したときは、補助事業実績報告書（第9号様式）に関係書類を添えて、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。なお、第7-2の規定により補助事業の中止（廃止）の承認を受けたときも、同様とする。

2-1の補助事業実績報告書に添える関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（第10号様式）
- (2) 契約書類の写し
- (3) 工事完成検査調書の写し（工事未了の場合は、工事出来高検査調書の写し）
- (4) 工事完成図面（工事未了の場合は、工事出来高検査に係る図面）
- (5) 工事完成写真（工事未了の場合は、工事出来高検査時の写真）
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13 知事は、第12の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第11号様式）により当該区市町村に通知するものとする。

2-1の規定により確定する補助金の額は、第7で定める交付決定額を超えないものとする。

（是正のための措置）

第14 知事は、第13の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、区市町村に対し、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずるものとする。

2 区市町村は、1の規定による措置が完了したときは、第12の規定に従い実績報告をしなければならない。

（補助金の交付）

第15 知事は、第13の規定により補助金の額の確定を行った後、区市町村から請求書を受理した日の翌日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第16 知事は、区市町村が次の（1）から（4）までのいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
 - (4) 補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたと認めるとき
- 2 1の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 知事は、1の規定による取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により、当該区市町村に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17 知事は、第16の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第18 区市町村は、第17の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、知事から補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を都に納付しなければならない。

2 区市町村は、知事から補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を都に納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第19 第18 1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区市町村の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第20 第18 2の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(書類の整理保管)

第21 区市町村は、当該補助事業にかかる収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第22 区市町村は、当該補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(補則)

第23 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年9月29日東京都規則第141号）の定めるところによる。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。